耐震対策の考え方について

第6回技術会議において示した耐震対策の考え方について、以下の理由により、新たに耐震対策の考え方を整理する。 (第6回技術会議 参考資料抜粋)

1.豊洲新市場における耐震の考え方

都における市場の位置づけ

中央卸売市場は、「東京都耐震改修促進計画」(平成19年3月)において、防災上重要な公共建築物に位置づけられている。

また、築地市場は、東京都地域防災計画において、陸上輸送基地に指定されており、災害発生後3日目以降、被災者の炊き出し用生鮮食料品の提供を行うことや他府県等からの緊急物資の受入れ・一時保管・地域輸送拠点への積み替え・配送等の拠点としての機能が求められている。

豊洲新市場は、築地市場の機能を移転する位置づけにあることから、同様の指定を受けることが考えられる。

2. 豊洲新市場における取扱い

(1)市場施設

大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できること及び、人命の安全確保に加えて機能確保が図られていることを目標水準とする。

これは、都立の病院、学校、防災用設備等、災害応急対応対策活動に必要な施設や地域防 災計画において避難所として位置付けられた施設と同じ目標水準である。

(2)桟橋

災害時においても積替え・配送等の拠点として、船舶が接岸可能となる耐震性を確保する。

(3)護岸

東京都港湾局が、通例整備している護岸と同様の耐震性を確保する。

(4)場内通路、駐車場部の地盤

震災時に、直ちに業務を再開する必要があること及び、災害時に配送等の拠点としての機能も合わせ持つことから液状化対策を行う。

耐震性能については、市場内の構造物との整合を考慮して、必要な耐震性を確保する。

(5)緑地部の地盤

緑地での液状化対策は行わない。

1.豊洲新市場における耐震の考え方

(1)都における市場の位置づけ

中央卸売市場は、「東京都耐震改修促進計画」(平成19年3月)において、防災上重要な公共建築物に位置づけられている。

また、築地市場は、東京都地域防災計画において、陸上輸送基地に指定されており、災害発生後3日目以降、被災者の炊き出し用生鮮食料品の提供を行うことや他府県等からの緊急物資の受入れ・一時保管・地域輸送拠点への積み替え・配送等の拠点としての機能が求められている。

豊洲新市場は、築地市場の機能を移転する位置づけにあることから、同様の指定を受けることが考えられ、震災に際しても、これらの機能が確保できるよう耐震対策を実施する。

(2)食の安全・安心を高いレベルで確保

土壌や地下水の汚染物質を除去、浄化した直後に、敷地全域すべての地下水を環境基準以下に浄化できるかどうかは不明確であり、仮に環境基準を上回る箇所がある場合には、その後も対策を行い、環境基準を達成する必要がある。こうした点を考慮し、液状化現象によって地下水が地上に噴出することを防止するため、耐震対策を実施する。

2. 豊洲新市場における取扱い

(1)市場施設

大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できること及び、人命の安全確保に加えて機能確保が図られていることを目標水準とする。

これは、都立の病院、学校、防災用設備等、災害応急対応対策活動に必要な施設や地域防 災計画において避難所として位置付けられた施設と同じ目標水準である。

(2)桟橋

災害時においても積替え・配送等の拠点として、船舶が接岸可能となる耐震性を確保する。

(3)護岸

東京都港湾局が、通例整備している護岸と同様の耐震性を確保する。

(4)場内通路、駐車場部の地盤

震災時に、直ちに業務を再開する必要があること及び、災害時に配送等の拠点としての機能も合わせ持つことから液状化対策を行う。

耐震性能については、市場内の構造物との整合を考慮して、必要な耐震性を確保する。

(5)緑地部の地盤

場内通路、駐車場部の地盤と同様に、必要な耐震性を確保する。

